

令和 4 年 4 月 22 日

山県市議会議長

様

山県市議会議員

操 知子



政務活動費収支報告書

山県市議会政務活動費の交付に関する条例第6条に基づき、下記のとおり令和3年度政務活動費収支報告書を提出します。

記

1 収入

政務活動費 240,000 円

2 支出

(単位:円)

項目	金額	備考
調査研究費	40	梅原小交差点防犯カメラ設置要望の資料印刷提供
研修費	7,276	市町村議会議員研修費、交通費
広報費	213,732	市政報告書印刷費、新聞折込費
広聴費		
要請・陳情活動費		
会議費		
資料作成費	1,787	資料作成用インク代
資料購入費	17,200	農業新聞購読料、書籍代
人件費		
事務所費		
合計	240,035	

(注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

3 収入支出差引額

-35

円



令和3 年度 山県市議会政務活動費会計帳簿

議員名 操 知子

(令和3 年 4 月 1 日から令和4 年 3 月 31 日まで)

単位(円)【2 - 1】

日付	整理 番号	条例別表 の項目名	摘 要	領収額	政務活動費 充 当 額	支出可能額 (残)
4 22	1	研修費	市町村議会議員研修 (防災と議員の役割)	7,550円	4,900円	235,100円
4 23	2	研修費	交通費 自家用車 往復321km 144円/ℓ	2,376円	2,376円	232,724円
9 25	3	調査研究費	梅原小学校交差点防犯カメラ 設置要望の資料印刷提供	40円	40円	232,684円
2 17	4	広報費	市政報告書①新聞折込代 4400部	14,036円	14,036円	218,648円
2 17	5	広報費	市政報告書②新聞折込代 4400部	14,036円	14,036円	204,612円
2 17	6	広報費	市政報告書①②印刷代 10000枚 × 2種	92,332円	92,332円	112,280円
3 9	7	広報費	市政報告書①②新聞折込代	16,016円	16,016円	96,264円
3 9	8	広報費	市政報告書①②新聞折込代	10,472円	10,472円	85,792円
3 21	9	資料作成費	資料作成用インク	3,575円	1,787円	84,005円
3 21	10	資料作成費	震害新聞購読料	8,400円	8,400円	75,605円
3 10	11	広報費	市政報告書①② 発送費 (84円切手 × 30枚)	2,520円	2,520円	73,085円
3 22	12	資料購入費	書籍代(ゼリン付宅地国 山県市)	17,600円	8,800円	64,285円
3 22	13	広報費	市政報告書③印刷代 10000 枚	46,242円	46,242円	18,043円
3 23	14	広報費	市政報告書③新聞折込代 4400部	14,036円	14,036円	4,007円
合計						

注 この会計帳簿に記載する整理番号及び政務活動費充当額は、領収書貼付用紙の記載した整理番号及び政務活動費充当額と一致する。

様式第3号（手引き第4章関係）

令和3年度 山県市議会政務活動費会計帳簿

議員名 操 知子

（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）

単位（円）【2 - 2】

日付	整理 番号	条例別表 の項目名	摘 要	領収額	政務活動費 充 当 額	支出可能額 (残)
3 24	15	広報費	市政報告書③発送費	4,042円	4,042円	0
合計				253,273円	240,035円	0円

注 この会計帳簿に記載する整理番号及び政務活動費充当額は、領収書貼付用紙の記載した整理番号及び政務活動費充当額と一致する。

様式第6号(第6条関係)

領収書貼付用紙

年 度	令和3年度	項 目	研修費
整理番号	1	議 員	操 知子
支出の按分の 状 況	(按分の内容)		
	(按分率) 100%	(政務活動費充当額) 4,900円	
領収書の 補足説明	支払金額 7,550円 (研修費2,600円, 食費2650円, 研修生活動費2,300円) うち、研修費2,600円, 研修生活動費2,300円を充当する		

領収書又はこれに準ずる書類 貼付欄

別添2点証明書等あり

〈しがきん〉自動サービス
ご利用明細

毎度ご利用いただきありがとうございます。

取引区分			
振込			
お取扱店	端末番号	年 月 日	
115	081	03-04-22	
銀行番号	支店番号	科目・口座番号	
受入金額		(¥10,000)	
お取扱 金額 (枚)	お取 引 金 額	おつり	
百 円 五十円 十 円 五 円 一 円	¥7,550	¥2230	
時 刻	お 取 引 金 額		
10:30	¥7,550		
残 高			
ご案内			
銀行 支店			
普通 () サイ) セブンコクシヨウ			
リッケンシユウサビタツン 様へ			
ミサオトモコ 様から			

●このご利用明細は、お持ち帰りください。
 ●このお取引は〈しがきん〉キャッシュカード
 規定によりお取扱いさせていただきました。

滋賀銀行
 預003292号



全国研第 126号
令和3年 3月 26日

岐阜県 山県市議会議長様

公益財団法人全国市町村研修財団
全国市町村国際文化研修所

学長 藤原 通孝

滋賀県大津市唐崎二丁目

研修受講の決定について

先にお申し込みいただきました貴所属議員の研修受講について、次のとおり決定しましたので、お知らせいたします。
つきましては、以下の事項にご留意のうえ、所要の事務手続き等についてよろしくお願いたします。

氏名	操 知子
コース名	令和3年度市町村議会議員研修 [2日間コース] 第1回「防災と議員の役割」
研修期間	令和3年4月22日 (木) ~ 4月23日 (金)

1 研修受講に要する経費の納入について

下記金額を指定期間内に指定口座へ振り込んでください。
なお、本決定通知をもって請求書に代えさせていただきます、別途請求書は発行しません。

(1) 納入金額：7,550円 〈内訳〉 研修費(①,300) 2,600円
食費 2,650円
研修生活動費 2,300円

政治活動費に充当
当日確認しておか!!
セシで

(2) 指定期間：令和3年4月13日 (火) ~ 4月19日 (月)

(3) 指定口座： 銀行 支店 普通 No.
銀行 支店 普通 No.
名義人： ザイゼンコクジョウカンシユサ イタン
ゼンコクジョウカンシユサ イタン
(公財)全国市町村研修財団
全国市町村国際文化研修所

注1) 振込依頼書の「ご依頼人氏名欄」は、必ず貴団体名を記入してください。
注2) 貴団体からの振込通知書の送付は不要です。

受講証明書

団 体 名 : 岐阜県 山県市

所属・氏名 : 山県市議会 議員 操 知子

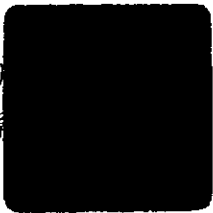
研 修 名 : 令和3年度市町村議会議員研修 [2日間コース]
第1回「防災と議員の役割」

期 間 : 令和3年4月22日 (木) ～ 4月23日 (金)

上記の研修を受講したことを証明します。

令和3年4月23日

全国市町村国際文化研修所
学 長 藤 原 通 孝



様式第6号(第6条関係)

領収書貼付用紙

年 度	令和3年度	項 目	研修費
整理番号	2	議 員	操 知子
支出の按分の 状 況	(按分の内容)		
	(按分率)	(政務活動費充当額)	
	100 %	2,376円	
領収書の 補足説明	4/22 7:51 出発時 満タン 4/23 18:26 帰着時 満タン (充当分) 自家用車使用 164km + 157km 144円/ℓ		

領収書又はこれに準ずる書類 貼付欄

領 収 書

ワイズ コーポレーション
TEL.058-237-4017
21年 4月23日 18時26分 伝票No7135
(現金カード)
上 様
レギュラーガソリン レンNo 4(N-4)
16.50ℓ/個 @144 ¥2,376
合 計 ¥2,376
(内消費税等 ¥216)
釣銭 1万:7,624 5千:2,624 3千: 624
担当 2
1-00001-00017-0000 2
3155-101080

ENEOS

納品書(領収書)

2021年04月22日 07:51

売上
Tカード会員 様
6-520295-49993-000
現金会員
車両番号 実車番
0026-00
レギュラー P-01
4.97ℓ *
(142円) ¥706
(内ガソリン税53.80円 ¥267)
合 計 ¥706
(消費税10%対象 ¥706
内消費税等 ¥64)
お預り ¥1,000
お釣り ¥294
Tカード番号: XXXXXXXXXXXXX5134
ポイント:基本P 3P
特別P 0P
特別P(SS) 3P
今回計 6P
利用ポイント 0P
利用可能ポイント 21P
本日付与されたポイントは2~3日
目以降に反映されます 有効期限切
等の理由で、Tカードにポイントが
加算されないことがあります。
詳細はnew.tsite.jpにてご確認ください

岐阜日有株式会社
D.Dセルフ栗野東店
岐阜県 岐阜市栗野東5-92
TEL:058-237-3756 SS-520295
レシートNo 7368-01 データNo0758-0759
001 2021/04/22

令和 3 年 5 月 6 日

山県市議会議長

様

山県市議会議員

操 知子 

研修視察等報告書

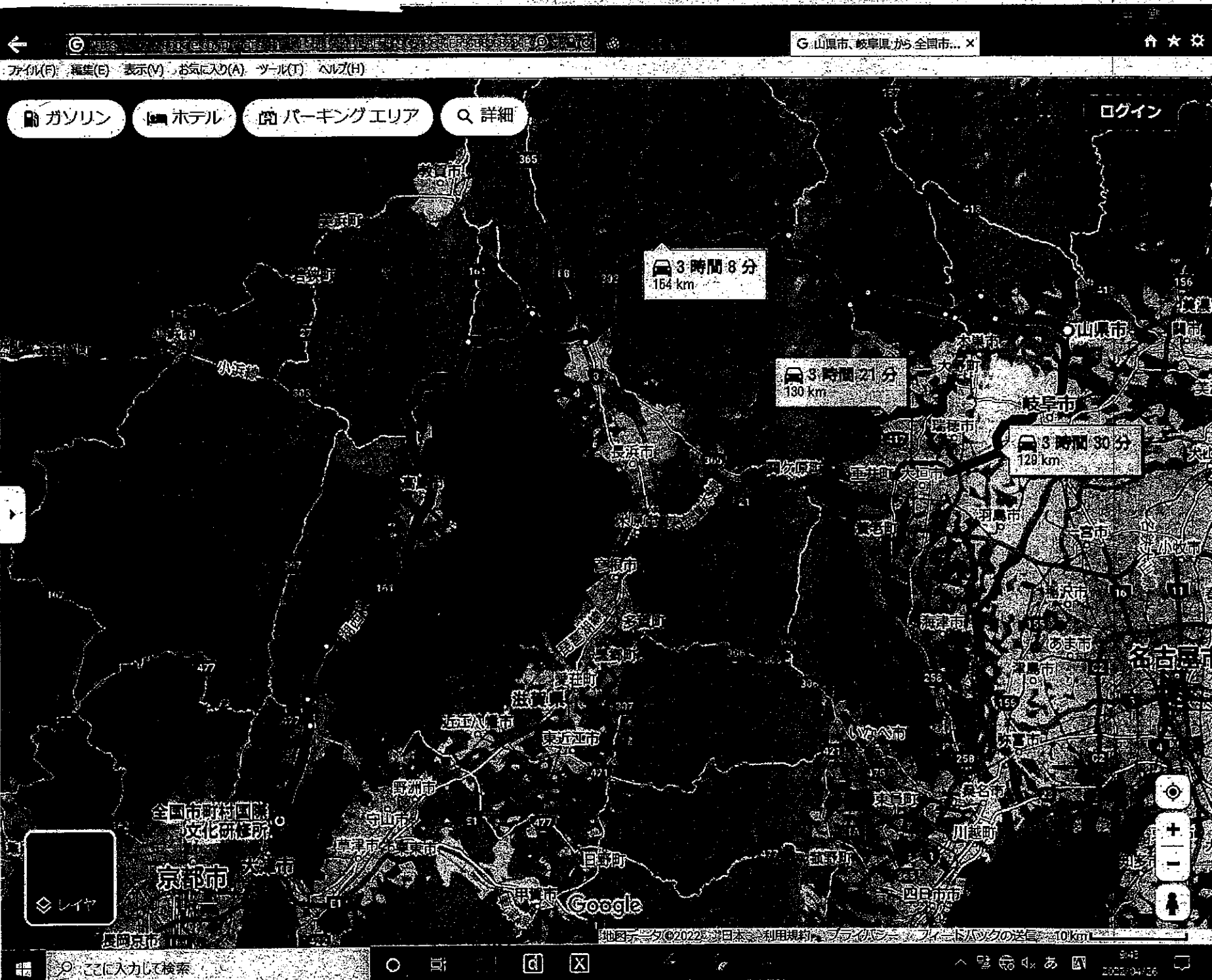
山県市議会政務活動費の交付に関する規則第5条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 期 間 令和 3 年 4 月 22 日から令和 3 年 4 月 23 日
- 2 研修視察先 全国市町村国際文化研修所
- 3 研修視察名 令和3年度市町村議会議員研修〔2日間コース〕
第1回「防災と議員の役割」
- 4 研修視察者 操 知子
- 5 概 要 ①過去の災害教訓を活かした防災、減災 ③東日本台風災害の被災地長野での対応
(避難所の運営について)
②平時の防災と議員の役割 ④災害時、復旧、復興期の議員の役割
- 6 効 果

他市議会参加者による議会のとり組み報告について、
演習をまじえて学ぶことができました。





3時間8分
164 km

3時間21分
130 km

3時間30分
128 km

レイヤ

令和3年度 市町村議会議員研修 [2日間コース] 第1回「防災と議員の役割」 時間割

(敬称略)

月日	曜日	1時限 (9:25-10:35)	2時限 (10:50-12:00)	3時限 (13:00-14:10)	4時限 (14:25-15:35)	5時限 (15:50-17:00)	課外 (17:00-)
4/22	木		11:00-12:00 受付 11:30- 昼食 12:30- 開講式・ 開講オリエンテーション	【講義】 (13:00-14:30、90分) 過去の災害教訓を活かした防 災・減災 名古屋大学減災連携研究セン ター 教授 福和 伸夫	【講義】 (14:45-15:55) 平時の防災と議員の役割 鍵屋 一 (※1)	【演習】 (16:10-17:30、80分) 鍵屋 一 (※1) 湯井 恵美子 (※2)	17:40~ 意見交換会 18:20~ 夕食
				【講堂】	【講堂】	【大教室1.2】	
4/23	金	【事例紹介】 (9:00-10:10) 令和元年東日本台風災害の被 災地長野での対応～避難所の 運営について～ 小池 啓道 コーディネーター：鍵 屋 一 ※1	【講義・演習】 (10:25-11:30、12:30-13:35、130分) 災害時、復旧・復興期の議員の役割 鍵屋 一 ※1 湯井 恵美子 ※2	【講義】 (13:45-14:45) ふりかえりとまとめ	14:45-15:00 閉講・事務連絡 ※「受講証明書」は再発行はできませんので 紛失されないようご注意ください。		
		【講堂】	【大教室1.2】	【講堂】			

◎日程は、都合により変更になる場合があります。

(令和3年4月22日現在)

名札の色：白色 研修担当：山内、森本

※1：跡見学園女子大学観光コミュニティ学部コミュニティデザイン学科 教授 鍵屋 一 (事例紹介時はコーディネーター)

※2：防災企業連合関西そなえ隊事務局 湯井 恵美子

※3：長野市企画政策部復興局長兼復興推進課長 小池 啓道

様式第6号(第6条関係)

領収書貼付用紙

年 度	令和3年度	項 目	調査研究費
整理番号	3	議 員	操 知子
支出の按分の 状 況	(按分の内容)		
	(按分率) 100 %	(政務活動費充当額) 40 円	
領収書の 補足説明	梅原小学校交差点防犯カメラ設置要望 における 資料印刷提供 (要望地内住民)		

領収書又はこれに準ずる書類 貼付欄

梅原小学校交差点防犯カメラ
矢崎章朗 様 要望 印刷代

LAWSON

山泉高木店

岐阜県山泉市
大字高木字戸羽1295-1
電話: 0581-22-6560

領 収 証

2021年9月25日(土) 14:29

操 知 子 様

合 計 ￥30-
(内消費税等 ￥2)

但し、コピー代として
上記正に領収いたしました

<本証取扱い上のお願ひ>
財布・手帳等に入れ保管頂く場合、
印刷面を内側に折って保管をお願い
いたします。

管理番号: 05021327 00005357

梅原小交差点防犯カメラ要望
矢崎章朗 様 印刷代

LAWSON

山泉高木店

岐阜県山泉市
大字高木字戸羽1295-1
電話: 0581-22-6560

領 収 証

2021年9月25日(土) 14:30

操 知 子 様

合 計 ￥10-
(内消費税等 ￥0)

但し、コピー代として
上記正に領収いたしました

<本証取扱い上のお願ひ>
財布・手帳等に入れ保管頂く場合、
印刷面を内側に折って保管をお願い
いたします。

管理番号: 05021327 00005358

様式第6号(第6条関係)

領収書貼付用紙

年 度	令和3年度	項 目	広報費
整理番号	4	議 員	操 知子
支出の按分の 状 況	(按分の内容)		
	(按分率) 100 %	(政務活動費充当額) 14,036 円	
領収書の 補足説明	市政活動報告書① 新聞折込代 4400部		
領収書又はこれに準ずる書類 貼付欄			

Nº 023787

領 収 書

令和 4年 2月 17日

操 知子 殿

金 額	千	百	十	万	千	百	十	円
			¥	1	4	0	3	6

但 折込料 12,320 配送料 外 440 消費税 1,276

上記の金額正に領収致しました

☒ 株式会社 岐阜折込センタ

本 社 〒500-8384 岐阜市藪田南4丁目1番6号

☐ 西濃営業所 〒503-0856 大垣市新田町3丁目23-1

☐ 中濃営業所 〒505-0041 美濃加茂市太田町1945番地-2

※取扱者印のなきもの、金額訂正したものは無効でございます。

収 入
印 紙

入 金 内 訳	
現 金	0
小 切 手	
振 込	

取扱者印



・作成した広報紙は、整理番号 6 に添付

様式第6号(第6条関係)

領収書貼付用紙

年 度	令和3年度	項 目	広報費
整理番号	5	議 員	操 知子
支出の按分の 状 況	(按分の内容)		
	(按分率) 100 %	(政務活動費充当額) 14,036 円	
領収書の 補足説明	市政活動報告書②新聞折込代 4400部		
領収書又はこれに準ずる書類 貼付欄			

No 023788

領 収 書

令和3年 4 月 17 日

操 知子

殿

収 入
印 紙

金 額	千	百	十	万	千	百	十	円
			¥	1	4	0	3	6

但 折込料 12,320 配送料 外 440 消費税 1,276

上記の金額正に領収致しました



岐阜折込センター

本 社 〒500-8384 岐阜市藪田南4丁目



〒503-0856
大垣市新田町3丁目23-1



〒505-0041
美濃加茂市太田町1945番地-2

※取扱者印のなきもの、金額訂正したものは無効でございます。

入 金 内 訳	
現 金	○
小 切 手	
振 込	

取扱者印



・作成した広報紙は、整理番号 6 に添付

様式第6号(第6条関係)

領収書貼付用紙

年 度	令和3年度	項 目	広報費
整理番号	6	議 員	操 知子
支出の按分の 状 況	(按分の内容)		
	(按分率) 100 %	(政務活動費充当額) 92,332 円	
領収書の 補足説明	市政報告書印刷代 ①, ② (10000枚×2種)		

領収書又はこれに準ずる書類 貼付欄

FamilyMart

岐阜上土居店
岐阜県岐阜市上土居2丁目
1番12号
電話: 058-297-7016

2022年 2月17日 (木) 17:12
レシ 1-8282 領 書 費No.012

お客様情報:
氏名 操知子
電話番号 09038517903
予約番号 1472254930
サービス提供企業名称:
株式会社ベイジェント(収納代行事
業者)
受領日時:
2022年 2月17日 (木) 17:12
お問い合わせ用コード:
管理番号 20020-802441612921
商品情報:
収納票発行
合 計 ¥92,332

※収入印紙※
収入印紙は裏面に貼付されています
印刷料金U355323他

東京カラー印刷
ご不明な点は下記にお問い合わせください
東京カラー印刷
TEL: 03-5264-1173 08:00-20:00



ファミリーマート
ザカーポシユエス

抽選は終了しました。
ご参加ありがとうございました。

詳しい内容はこちら➡

<https://www.family.co.jp/campaign/spot/2022wifes.html>

【第4週分 引換期限: 2/21(月)】
クーポンの引き換えは
お早めに!

操 知子（みさお知子） 市政報告書

皆さまの生活に寄り添う市政へ



これまでの定例会における一般質問の取り組みをご報告申し上げます。

5歳児健診の導入について

令和2年12月定例会

○ 質問



令和元年度の小中学校の不登校は33人です。自殺願望の行動を取る子供、虐待を自ら通報する母親もいます。機関連携がうまく取れないケースもあります。

さて、乳幼児健診は、生後1か月～3歳までの間に7回あり、体の発育状況、身長、体重、胸囲、頭囲の測定と病気の早期発見、また、子育て支援の一環として、母親の疑問や不安に対する相談が行われています。その中で、自治体では、母子保健法に基づく1歳半健診と3歳児健診のほか、ほとんどの自治体で3～4か月健診が行われており、子育てのまち山県市では、3か月・4か月健診、10か月・11か月健診、1歳6か月健診、3歳児健診が行われています。その後は、保育園、幼稚園と連携し、保健師による定期訪問が行われています。しかし、3歳児健診までには指摘されない軽度の発達障がいがあり、5歳児健診では、標準的な5歳児がほぼ通過できる内容で医師の診察を含む健診が行われますが、現在の山県市では、健診後のフォロー体制が整っておらず、未実施の状況で、また、市外へ通う子供などには支援が行き届かない状況です。そこで、近隣、岐阜市でも実施している5歳児健診について、山県市で導入が進まない理由をお尋ねします。

○ 答弁者（子育て支援課長）

議員発言の5歳児健診というのは、現在は国が義務化していない任意の健診となります。発達障がい児等の早期発見による支援や介入等が可能となり、意義があるという考え方も確かにありますが、そうした目的のための健診手法が現段階では確立されていません。しかし、発達障がい児等の早期発見による支援や介入はとても大切で、対象児童の絶対数やそれに応じた医師、保健師等の確保など、地域特性に応じて様々な対応をしているのが実情です。5歳児健診を実施している自治体は全国的には少ないのが実情ですが、受診率が高い自治体としては鳥取県などが挙げられます。また、岐阜市における5歳児健診の実施目的は、必ずしも議員発言のような趣旨ではないものかと認識しますが、その受診率が6割程度になっており、4割以上の方は受診していません。仮に山県市が5歳児健診を実施する場合には、現状の医療機関や療育体制を検討するとき、その効用に一定の懸念があります。

また、山県市において、保健師が乳幼児訪問をし、経過観察が必要な場合には、人口規模の小さい山県市だからこそのきめの細かい追跡サポートもできているものと考えています。市内の保育園や幼稚園においては、山県市の保健師が定期的に訪問するほか、当該園、保育園、幼稚園からの個別相談により、情報収集し、疑わしい場合にはCLMの手法を活用した個別支援計画も視野に入れ、医療機関や療育機関へ適切につなげています。これは、山県市内の保育園や幼稚園に通う子どもに限りません。先ほども申しましたように、人口規模の小さい山県市だからこそのきめの細かい3歳健診のフォローをしていますので、市外の保育園や幼稚園へ通う子どもに限らず、自宅で育児をする人についても、医療機関や療育機関へ適切につなげ、早期発見と支援サービスの提供に努めています。今後、議員発言のような目的のための健診手法が全国的に確立される場合などの際には、逆に速やかに導入を推進していきたいと考えています。

○ 再質問



CLMをはじめとして、地域特性を生かしたフォロー体制が実施されているとのことを踏まえて

1点目、例えば、鳥取県の場合、5歳児健診の受診率は、各市町村とも90%以上であり、多くは95%を超えています。山県市の場合、人口が少ないという特性から、一斉実施の健診ではなく、障がいが見つかった時点で随時フォロー体制を行っていると言います。実際のフォロー体制はどれほど行き届いていますか。

2点目、軽度発達障がいの判断には、集団での行動の観察が非常に重要となり、保育園、幼稚園の情報が不可欠です。市外へ通園する場合の情報収集の方法はどのようなのですか。

3点目、例えば、鳥取県の場合では、5歳児健診において、視力測定をほぼ全ての市町村で実施しています。3歳児健診では、視力測定が難しい場合があることに加えて、3歳児健診において見つからなかった斜視、斜位による弱視がこの健診で見つかることがあり、斜視、斜位による弱視は早期に発見し治療することで予防可能となることが、厚生労働省の第3章健診・発達相談等の実際、第1節5歳児健康診査にて記載があります。5歳児の時点における視力測定の状況、また、必要性についてどうお考えですか。

4点目、5歳児健診では、発見された発達障がいをご家族の皆さまへどのように伝えるか、就学までどのように過ごすか、指導するか、どのように教育機関へ橋渡しをしていくかが重要です。保護者が気づいていない場合、納得していない場合のフォロー体制はどのようなのですか。

○ 答弁者（子育て支援課長）

1点目におきまして、岐阜保健所発行の岐阜地域公衆衛生2018によりますと、平成30年度山県市で3歳児健診の対象となる児童は161人であり、そのうち、言葉、精神発達の遅れ、行動習慣などの要観察者は94人となり、その割合は58.4%です。また、山県市を除いた7市町の要観察の割合は16.4%となり、最も低い自治体では2.4%、ほとんどの自治体では10%～20%です。

山県市の要観察の割合は4割近くとなり、他市町の3倍以上、ちなみに岐阜市は8%程度です。しかし、この数値は市町村により基準が異なり、山県市の児童の要観察率が決して高いということではありません。山県市の場合には慎重に要観察とするため、その比率が高くなります。ただ、この判断基準は検討中であり、要観察とした児童を見守っていくための人的な支援の問題もあります。5歳児健診の実施有無ではなく、3歳児健診をどのように実施するかということが重要です。

2点目におきまして、市外の保育園等へ通園する場合においても、当該園からの情報を収集し、早期対応に努めています。

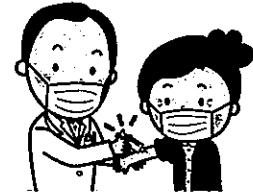
3点目におきまして、山県市は実施していませんが、保健師による訪問時には、保護者とのやり取りの中で確認している実情であり、実際には測っていません。

4点目におきまして、現状のコロナ禍においては必ずしも実施できていない場合もありますが、例えば3歳児健診の際には、遊びの教室を設けて、集団行動での確認に努めています。また、納得されない場合というケースもあります。その多くは、現実を受け入れたくないという保護者の心情が主要因であると考えますので、乳幼児の将来のために、時間をかけて保健師が丁寧に説明するように心がけています。いずれにしても、人口規模の小さい山県市においては、外部へ委託する方法ではなく、正職員である保健師が乳幼児訪問をし、丁寧な経過観察ができていますものと考えています。同時に、教育機関への橋渡しもできているのではないかと考えています。そこで、仮に山県市で5歳児健診を実施した場合には、一斉健診になりますので、関係機関への相談が集中するおそれもあります。その場合には診療待ちとなり、保護者の不安をあおりかねないことも懸念されます。引き続き、山県市の地域特性、情勢等を踏まえながら、現在の手法に固執することなく、研究しながら実施していきたいと考えます。



ワクチン接種の業務について

令和3年9月定例会



○ 質疑

高齢者接種の課題について

7月末を完了としていた高齢者の2回目接種ですが、8月以降、現時点においても、まだ接種をしていないという独り暮らしの高齢者や、その他理由において未接種である高齢者に対して、どのような対策を行っていますか。

現時点における受付業務の課題について

これまでワクチン接種が行われている間にも、実際の医療機関では、接種券に同封されている説明書が分かりにくい、見落としやすいなどの理由で、問診票の未記入やシール忘れ、検温忘れなど、忘れ物が度々身受けられる状況があり、特に接種券やシールなどの忘れ物は、暑い中、高齢者が自宅まで歩いて取りに戻らなければならないこともあり、熱中症など身体面での心配も身受けられることもありました。山県市における高齢者の接種率は90%以上となりますが、現在進められている若い世代の方々にも同様に、接種時間も決まっており、分かりやすい表示が必要です。また、ほかには、接種時刻よりも大幅に早く到着し、待ち時間における熱中症も課題として上がり、対策も行われてきました。そこで、接種体制におけるこれまでの課題、今後の課題はどのようなのですか。

○ 答弁者（健康介護課長）

高齢者接種の課題についてですが、高齢者の中でも60代、70代の接種率は大変高く、80歳以上の接種率が多少低いことを考えますと、入院や寝たきりの人もいるかと思えます。現在、包括支援センターの訪問や電話での健康チェック時に、ワクチン接種を希望され、まだ接種できていない人はかかりつけ医へ相談するように伝えています。

受付業務の課題についてですが、集団接種につきましては、高齢者へのアンケートに基づき各地域での接種を行い、その結果、地元で接種することよりも一日でも早く接種したいという人が多いことが分かりましたので、美山中央公民館が一番広くて感染対策が取れ、便利であるという理由から、現在は美山中央公民館を接種会場としています。接種券をお忘れの場合には、確認の上、後日持ってきていただくことにしています。会場では入り口で検温を済ませ、問診票の記入について受付前に記入確認をする担当者を2名置き、受付と保健師による問診を済ませて医師の問診となるようにしています。何度も話し合い、その都度問題点を改善させていますので、今のところ課題となることはないと考えます。

他、コロナ禍における特定健診の受診率について、マスクをつけられない人への理解について、内水面漁業（河川漁業）、有害鳥獣被害対策、応急仮設住宅の協定について、一般質問を行いました

操 知子（みさお知子） 皆さまの生活に寄り添う市政へ



操 知子（みさお知子）市政報告書

皆さまの生活に寄り添う市政へ



これまでの定例会における一般質問の取り組みをご報告申し上げます。



コロナ禍における 特定健診の受診率について

令和3年9月定例会

○ 質疑

糖尿病などの生活習慣病の発症には内臓脂肪の蓄積が関与し、肥満に加え、高血糖、高血圧などの状態が重複した場合には、虚血性心疾患や脳血管疾患などの発症リスクが高くなるとされています。このため、メタボリックシンドロームの該当者及び予備軍に対して、運動習慣の定着やバランスのよい食生活などの生活習慣の改善を行うことにより、生活習慣病の発症リスクの軽減を図っていくことが大切です。これは、特定健康診査、特定保健指導の基本的な考え方として、山県市の特定健診等実施計画にも記載されています。前回の第2期計画期間では、追加健診項目としては貧血検査の追加、実施率向上としては周知の徹底などが行われ、受診率も平成25年度から平成28年

度までの間には28.4%から38.0%へと向上しています。

1点目、特定健診のうち、追加項目におけるこれまでの変化、また、今後の方針について。

2点目、第3期山県市特定健康診査等実施計画として、令和5年度までの計画が策定されていますが、過去5年間における特定健診の受診率の推移について。

○ 答弁者（健康介護課長）

1点目、追加項目としては貧血検査、心電図検査、眼底検査、血清クレアチニン検査があり、国の基準では、この追加項目を実施できるのは医師の判断により追加検査が必要と判断された人に限ります。しかし、山県市では、特定健診開始の平成20年から貧血検査、平成26年からはeGFRによる腎臓機能の評価での血清クレアチニン検査を受診者全員に実施しています。今後も国の見直しに応じて検討します。

2点目、平成27年度から令和元年度の特定健診受診率は、31.9%、38%、37.8%、37.7%、36.5%です。

国の目標受診率60%を第3期終了時の令和5年度の目標数値として上げていますが、山県市の現状を踏まえて、2025年までに40%以上とすることを目標としています。令和2年度は新型コロナウイルス感染症により集団健診のスタートが遅れ、さらに完全予約制とし、密にならないよう人数の制限を行ったこともあり、受診者が減少しました。

○ 再質疑

特定健診の受診率は、がん検診と同様コロナ禍において全国的に減少し、全国比においても令和2年4月から5月には前年同月比27.3%、6月から7月は74.5%、8月から3月は常に前年同月を上回りましたが、通年では対前年比88.6%にとどまり、令和元年の実績には及ばない結果となっています。こちらは、一般社団法人日本総合健診医学会と公益社団法人全国労働衛生団体連合会による、2021年6月30日付の新型コロナウイルス感染拡大による健診受診者の動向と健診機関への影響の実態調査結果の報告を参照にさせていただいたものです。

山県市における生活習慣病の状況は糖尿病と高血圧の割合が増加し、糖尿病、高血圧、慢性腎不全の順に高い状況です。これらの生活習慣病は、新型コロナウイルスワクチン接種においても、厚生労働省の基礎疾患を有する者などへの接種開始などの考え方において優先順位の上位にも位置づけられ、特定健診の重要性がうかがえるかと考えます。そこで、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、感染を恐れて特定健診の受診を控えている方が多くなっている現状に対して、受診率向上へ向けた取り組みについて、どのように進めていくお考えかをお尋ねします。

○ 答弁者（健康介護課長）

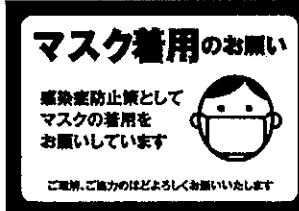
令和2年度は未確定数値となりますが、令和3年9月1日現在で35.2%です。現状で前年の令和元年度と比較しますと1.3%の減少ですが、県内他市町の令和2年度の前年比受診率が2.9%の減少であったことを考えますと、山県市の新型コロナウイルス感染症拡大の影響は他市町より小さいと考えます。早くから医療機関と対策を話し合い、進めることができた結果だと思えます。

平成31年度集団検診の受診者は633人、令和2年度は482人と151人減少しましたが、医療機関での受診者は、平成31年度が931人、令和2年度は1,022人と91人増加しました。このことから、新型コロナウイルス感染症の拡大時においても、市民の皆様にとっては医療機関での受診のほうが抵抗感が少ないと考えられ、引き続き医療機関の協力をいただけるように連携します。また、集団健診においても、休日健診の実施、がん検診との同日実施等、受診しやすい環境を継続し、周知していきます。



マスクをつけられない人への 理解について

令和3年9月定例会



○ 質疑

皮膚の病気、脳の障がい、発達障がいに伴う感覚過敏など、様々な事情によりマスクをつけられない人がいます。そうした方々の特性や事情を理解し、思いやりの心を持つことも大切であり、市内や移動先でも理解を得られるように、身につけて、あるいは表示できる取組みが必要です。そこで、まずは山県市の現状について、市民の皆さまからの相談、また、市内での周知状況、市の取組み状況についてお尋ねします。

○ 答弁者（福祉課長）

厚生労働省のホームページにおいては、マスク等の着用が困難な状態にある発達障がいのある方などへの理解についてとして、障がいの特性によりマスクの着用が困難な方に対する国民の理解が求められています。議員質問の山県市の現状について、市民の皆様からの相談につきましては、この感染症の拡大以降、市民の方から相談を受けたことはありません。また、周知及び取組み状況は、コロナ禍における障がい者等への配慮についてとして、市民の皆様にご理解いただくことを目的に、現在山県市ホームページに掲載をしています。

○ 再質疑

コロナ禍とともにマスクをつけられない人への理解に対する啓発は始まり、静岡県三島市では、ホームページへの掲載のほか、市役所窓口において、民間団体が作成した意思表示バッジの設置、千葉県柏市では、ホームページへの掲載のほか、ダウンロードして使用できるポスターの掲載、千葉県松戸市では、広報やホームページへの掲載のほか、寄附による意思表示バッジ、意思表示カードの配布が行われており、現在追加分の配布が行われている状況です。どちらも、昨年8月、9月にはホームページにおける啓発が始まり、先進事例となります。そこで、先進地の各自治体へ1年間の成果についてお尋ねしたところ、マスクをつけられないことへの理解に関して、市民の皆さまからの相談や苦情は今のところなく、各自治体の状況に合わせて取組みが行われている状況です。また、岐阜県関市ではプレートの配布が始まり、9月2日時点で市役所担当窓口において15個の配布が行われている状況です。山県市では9月1日付でホームページによる啓発が始まりましたが、マスクをつけられない人の置かれた状況は市内だけでなく市外へ移動した場合にも同様で、例えば、多くの人が乗り合わせる公共交通機関では、関係者への理解のほかにも周囲の方々への理解も必要であり、介護者の方々がマスクをつけられない旨を説明することもあります。そのため、意思表示カードやプレートを作成して、市内だけでなく市外でも理解を得られるように支援をすることも必要となり、バスなどの公共交通機関へポスターを設置し、意思表示をした場合にも周囲への理解を求めやすくするなどの環境づくりも必要です。そこで、山県市内また市外へ移動した場合など、広域的な理解が必要となる場合において、マスクをつけられない方々への理解について、どのような対策をお考えですか。

○ 答弁者（福祉課長）

現在のところ、ホームページによる広報以外の対策は考えていません。感染しない、感染させないための感染予防対策は、特に外出のときは一人一人が対策を行う必要があると考えています。今後、マスクがつけられないことに対する相談がありましたら、議員発言のような意思表示カードなどの対策方法があることを紹介し、ご自身の選択で利用いただきたいと考えます。

○ 質疑を終えて

介護者、ご本人から相談があった場合には、一人一人に寄り添って対応していただくことを期待します。



令和2年度政務活動費のご報告

令和2年度より、議員1人あたり月額2万円の政務活動費が交付されています。こちらは山県市ホームページにて公開され、年度ごとに収支報告を行い、残余があれば返還することになります。

資料作成費（インク代）3842円、広報費（印刷代）49162円、資料購入費（農業新聞購入代）8400円
よって、合計61,404円を支出し、残余分158,596円を返還しましたので、ご報告申し上げます。

他、5歳児健診の導入について、ワクチン接種の業務について、内水面漁業（河川漁業）有害鳥獣被害対策、応急仮設住宅の協定について、一般質問を行いました。
山県市議会では他にも委員会質疑、質疑が行われています。

操 知子（みさお知子）

皆さまの生活に寄り添う市政へ



様式第6号(第6条関係)

領収書貼付用紙

年 度	令和3年度	項 目	広報費
整理番号	7	議 員	操 知子
支出の按分の 状 況	(按分の内容)		
	(按分率) 100 %	(政務活動費充当額) 16,016 円	
領収書の 補足説明	市政活動報告書①②新聞折込代		
領収書又はこれに準ずる書類 貼付欄			

領収証

No.

操 知子 様 令和3年 5 月 9 日

金 額

¥ 16,016

内

但 チラシ折込料

消費税等

上記正に領収いたしました

現 金

小切手

HISAGO #N778(50) J559377

中日新聞高富専売所
朝日新聞・日本経済新聞

(有)土井新聞舗

岐阜県山県市高富1170
PHONE <0581> 22-1159
F A X <0581> 22-5599

・作成した広報紙は、整理番号 6 に添付

様式第6号(第6条関係)

領収書貼付用紙

年 度	令和3年度	項 目	広報費		
整理番号	8	議 員	操 知子		
支出の按分の 状 況	(按分の内容)				
	(按分率) 100 %	(政務活動費充当額) 10,472円			
領収書の 補足説明	市政活動報告書①② 新聞折込代				
領収書又はこれに準ずる書類 貼付欄					

領 収 証

操 知子

様 No. _____

¥10,472-

但 折込手数料 市政報告書2種
入金日 R4年 3月 9日 上記正に領収いたしました中日新聞美山専売所
小森新聞店
岐阜県山県市富永389番地の1
小森 均
電話0581-52-1021収 入
印 紙

内訳

税抜金額

消費税額等 (%)

・作成した広報紙は、整理番号 6 に添付

様式第6号(第6条関係)

領収書貼付用紙

年 度	令和3年度	項 目	資料作成費
整理番号	9	議 員	操 知子
支出の按分の 状 況	(按分の内容) 使用割合		
	(按分率) 50 %	(政務活動費充当額) 1787 円	
領収書の 補足説明	資料作成用のインク		

領収書又はこれに準ずる書類 貼付欄

払込受領証

請求明細

お買上日	商品名	数量
2022/03/11	トナーカートリッジ325 リサイクル 【送料..	1

払込人氏名 操 知子 操知子 様 顧客番号 000000001607112	受取人 東葉販売株式会社 収納代行 株式会社アプラス
金額 3,575円 (内消費税 325円)	

取扱い印
 22.3.21
 収入印紙不要
 金領訂正された領収書は、
 コンビニエンスストアで
 お取扱できません
 (お客様控え)

受付番号 第 号
平成 年 月 日
時 分

山県市議会議員 様

山県市議会議員

操 知子 印

一 般 質 問 通 告 書

下記の通り質問したいので、通告します

質問番号 1 番 答弁者 農林畜産課長

質問事項 内水面漁業をめぐる状況（河川漁業）

平成 26 年 6 月 27 日、内水面漁業の振興を図るため、「内水面漁業の振興に関する法律」が成立し、国において「内水面漁業の振興に関する基本方針」が策定され、内水面漁業の振興に関する施策を総合的に推進し、もって、内水面における漁業生産力を発展させ、あわせて国民生活の安定向上及び自然環境の保全に寄与されてきました。内水面漁業振興法第 9 条により、都道府県では、内水面水産資源の回復に関する施策及び内水面における漁場環境の再生に関する施策を総合的かつ計画的に実施する必要があると認めるときは、「都道府県計画」を定めるよう努めることとされており、現在 18 県において、内水面漁業振興計画が策定され、他の地域でも策定作業が進行している状況です。

岐阜県では、現状、策定へ向けた計画は進んでおらず、本年度からの「ぎふ農業・農村基本計画（令和 3～7 年度）」の中で、第 6 章 将来像達成に向けた取組み、基本方針ごとの重点施策と主な取組み、「鮎を守り育てる体制の構築」、また、第 7 章 主要品目別施策、「淡水魚」として掲げられている状況です。

しかし、内水面漁協の正組合員数は昭和 58 年の 56 万 7000 人をピークに、平成 30 年には約 27 万人まで減少、岐阜県においては昭和 61 年の 63,583 人をピークに減少し、令和元年には正組合員数 31,014 人、准組合員数 2,036 人の計 33,050 人まで減少、山県市は 2 つある漁協どちらも減少し、そのうち山県市内に事務所を置く美山地内の漁協では、かつての 1,000 人超をピークに、平成 5 年には 980 人へ減少、令和 2 年度には 429 人と減少している状況です。

河川漁業の担い手である組合員数の減少が進行することで、友釣り、投げ網などの伝統漁法や人工ふ化放流などの伝統的な再生産技術の継承などが困難となる恐れもあります。このため、若い世代の川や魚への関心を高めることも含め、これからの漁業

を支える意欲ある担い手の育成・確保の取組みは急務であります。

また、漁業法第6条5項によって、第5種共同漁業権が免許されている河川漁業協同組合には、同じく漁業法第171条第3項により、漁業権対象魚種^{ぎょしゅ}について稚魚放流^{ちぎょ}などの増殖義務^{ぞうしよく}が課せられており、増殖事業の主体である種苗放流^{しゅびょう}として、アユ、アマゴ、ヤマメ、フナ、ウナギなどの放流や、その他、アユ卵、アマゴ卵、ヤマメ卵、ワカサギ卵などの放流、ウグイ、オイカワ、アジメドジョウなどの産卵場造成が行われております。また、平成26年からは、産卵期に十分に成熟した親魚^{しんぎょ}を河川に放流し、自発的に産卵させる親漁法流も行われております。

増殖事業の主体になっている種苗放流（稚魚・成魚）にかかる経費は、岐阜県では、平成8年にピークを迎え、県内各組合の放流費の合計は7億7,055万円、その後は減少し、令和元年における放流費は4億9,773万円となり、魚種別ではアユが最も多く、全体の77.6%を占める117t、3億8,627万円、次いでアマゴ・ヤマメの稚魚7t、成魚17.1t、計6,015万円となり、2018年漁業センサスにおける「漁業協同組合の放流した魚種別放流数量」では、岐阜県はアユ、アマゴが全国1位となっています。山県市では、2つある漁協のうち、伊自良川、鳥羽川を漁業区域とする漁協では、稚アユ、ウナギ、コイ、フナ、ナマズ、モクズガニにおいて、平成元年と比較して、平成30年には減少、一方、武儀川上流と神崎川、及び柿野川を漁業区域とする漁協では、繁殖保護費として、アユ、アマゴ、卵、ウナギなどを含む全ての漁業経費として、平成14年の744万1,000円から、令和2年度には997万6,250円と増加している状況です。放流単価が上がってきていることも要因だと伺っております。

武儀川上流と神崎川、及び柿野川を漁業区域とする漁協の稚アユの放流状況を本年度視察しましたが、深夜3時頃出発して、琵琶湖へ向かい、県産よりも割高な琵琶湖産稚アユを購入して、朝7時頃には帰着して、放流が始まります。

「釣れないと釣り人は来てくれない」「経営が厳しくても放流しないと遊漁者が減少する」

その状況下で、釣り客が釣りやすくするために琵琶湖産を放流し、たくさん釣っていただいで、リピーターを増やしていく。これは、漁協の皆さまが力を合わせた経営努力であると感じております。

さて、生産量ですが、岐阜県の河川漁業における生産量は昭和50年代又は昭和60年代以降から減少し、令和元年には492t、生産額は25億1,276万円となり、そのうち、農林水産省大臣官房統計部の漁業生産統計年報による、販売を目的として漁獲された漁獲量は、全国4位を誇るものの、アユが平成21年の404tから令和元年には213tへ、その他マス類は令和元年数値で2位の20t、漁獲量の合計では11位の250tとなり、木曽・長良・揖斐の木曽三川を始めとして、多くの清澄^{せいちょう}な河川に恵まれ

ており、アユやアマゴを中心とする内水面漁業において、全国有数の県であることがわかります。

山県市においては、武儀川などを漁業区域とする漁協へお尋ねしたところ、河川動態調査の結果を県へ提出しているものの、数値はなく、出荷場がないため、おおよそ自家消費となっているという現状でありました。

また、県内の漁協が発行している遊漁証は、アユとアユ以外の雑魚の2種類に分かれており、それぞれに年券と日券があり、アユの年券は平成4年の51,106枚をピークに令和元年には16,860枚へ減少し、日券は平成26年以降増加が続き、令和元年には38,974枚と増加、雑魚の年券は平成8年以降減少傾向にあり、令和元年には10,998枚まで減少、日券は平成7年から平成11年まで10万枚以上の販売があり、その後は減少、令和元年には前年より増加して、73,325枚の販売がありました。

山県市では、主に武儀川などを漁業区域とする漁協で発行がおこなわれており、その漁協による発行は、アユの年券は平成24年の241枚から令和2年には184枚と減少、日券は288枚から237枚と減少、アマゴの年券は477枚から355枚と減少、日券は738枚から1059枚へと増加しております。アマゴの日券が増加した理由は、令和2年から遊漁料金を値上げしたことにより、年券が減少し、日券が増加したものと考えられております。

さて、平成27年、岐阜県の長良川上流・中流域の営みが、国際連合食糧農業機関（FAO）により、「清流長良川の鮎」として世界農業遺産に認定され、里川のシステムとして評価されたことは御周知のところであります。

しかし、河川漁業では、漁業者の減少に加えて、水域環境の変化、冷水病の発生、カワウによる食害など、効果的な放流方法への転換などにより、淡水魚の漁獲量と遊漁者の増加を図ることが必要な状況であります。

そこで、まずは、山県市における水産振興として、内水面漁業のうち、河川漁業に関する方策を農林畜産課長へお尋ねします。

様式第6号(第6条関係)

領収書貼付用紙

年 度	令和3年度	項 目	資料購入費		
整理番号	10	議 員	榎 知子		
支出の按分の 状 況	(按分の内容)				
	(按分率) 100 %	(政務活動費充当額) 8,400円			
領収書の 補足説明	農業新聞購読料				
領収書又はこれに準ずる書類 貼付欄					

令和 4 年 3 月 21 日

全国農業新聞購読料領収書

操 知子 様

岐阜市藪田南 5 - 1 4 - 1 2
全国農業新聞岐阜県支局
支局長 富田 健児

下記のとおり新聞代を領収致しました。

記

金 8,400 円也				
	部数	単価(円)	金額(円)	備考
令和3年5月分	1	700	700	
6月分	1	700	700	
7月分	1	700	700	
8月分	1	700	700	
9月分	1	700	700	
10月分	1	700	700	
11月分	1	700	700	
12月分	1	700	700	
令和4年1月分	1	700	700	
2月分	1	700	700	
3月分	1	700	700	
4月分	1	700	700	
合 計	12		8,400	

様式第6号(第6条関係)

領収書貼付用紙

年 度	令和3年度	項 目	広報費
整理番号	11	議 員	操 知子
支出の按分の 状 況	(按分の内容)		
	(按分率) 100 %	(政務活動費充当額) 2520円	
領収書の 補足説明	市政報告書①② 発送費 84円切手×30枚		

領収書又はこれに準ずる書類 貼付欄

領収書

操 知 子 様

[別納引受]		
第一種定形 ⑧84	30通	24.0g ¥2,520
小 計		¥2,520
郵便物引受合計通数		30通
課税計 (10%)		¥2,520
(内消費税等		¥229)
非課税計		¥0
合計		¥2,520
お預り金額		¥3,020
おつり		¥500



〒100-8792 日本郵便株式会社
東京都千代田区大手町2-3-1
取扱日時：2022年3月10日 9:23
発行No. 220310A8315 端N02箱01
連絡先：高富郵便局
TEL:0581-22-1322

・作成した広報紙は、整理番号 6 に添付

式第6号(第6条関係)

領収書貼付用紙

年 度	令和3年度	項 目	資料購入費
整理番号	12	議 員	操 知子
支出の按分の 状 況	(按分の内容)		
	(按分率) 50%	(政務活動費充当額) 8,800円	
領収書の 補足説明	書籍代(ゼンリン住宅地図 山県市)		

領収書又はこれに準ずる書類 貼付欄



モバライ☆ 領収書 (お客様控)

領収日 2022年03月22日 18時04分 収納店舗 175449 岐阜若福
受付番号 30287342 確認番号 105708604 申込No. 1754470816507290
事業者名 ゼンリンストア
注文番号 00077967793852402
お客様氏名 操 知子
お支払金額 17,600円

ご注文商品又はお申し込み



お問い合わせ先 ゼンリンストア
電話番号 0120-210-616

この領収書は大切に保管してください。
お支払い後の返金は店舗ではお受けできません。
お支払い内容に関しては事業者へ直接お問合せください。
収納代行会社 株式会社電算システム

領収書貼付用紙

年 度	令和 3 年度	項 目	広 報 費
整理番号	13	議 員	操 知子
支出の按分の 状 況	(按分の内容)		
	(按分率) 100 %	(政務活動費充当額) 46,242円	
領収書の 補足説明	市政報告書③印刷代 10,000部		

領収書又はこれに準ずる書類 貼付欄

各種代金お支払い 取扱明細書兼領収書（お客様控）

発券日
17544-9

2022年03月22日
岐阜若福

時間 18時05分

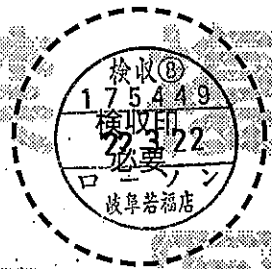
お支払い金額
46,242円

株式会社ペイジェント（収納代行事業者）

お客様氏名
東京カラー印刷

操知子

ご注文一式



お支払い後の返金は当店ではお受けできません。お支払い内容に関しては下記へお問合せください。
お問い合わせ先： 東京カラー印刷
電話： 03-5284-1173 受付時間： 08:00-20:00

収納代行会社
ウェルネット株式会社

申込No. : 1754470816514892
この明細書は大切に保管してください。

山口市議会議員 立憲民主 操 知子（みさお知子）市政報告書

皆さまの生活に寄り添う市政へ



令和4年度予算は賛成多数にて議決されました。
第一回定例会における一般質問の取り組みをご報告申し上げます。



「インボイス制度について」

○質疑

令和元年10月の消費増税とともに、標準税率10%と軽減税率8%の複数税率を正確かつ明朗に対応するため、令和5年10月からは適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度が導入されることから、昨年よりインボイス発行事業者の登録申請が始まっています。

インボイス制度は売り手側である消費税課税事業者が取引内容や消費税額など所定の要件が記載された請求書であるインボイスを保存することによって、買い手側が仕入税額の控除を受ける仕組みとなりますが、インボイス制度導入によって、課税売上額が1000万円以下の小規模免税事業者は、課税事業者登録をしない限り、インボイスを発行できないことになります。

また、このインボイス制度は事業者への負担配慮として、消費税10%への増税時から4年間の準備期間が設けられ、インボイス制度が始まる令和5年10月からの3年間は80%控除可能、その後3年間は50%控除可能と、免税事業者からの仕入れに係る税額控除の経過措置が設けられている他、国の補助金「生産性革命推進事業」として、IT導入補助金（デジタル化基盤導入類型）、持続化補助金（インボイス枠）があります。そこで、山口市における中小企業、小規模事業者への影響について、理事兼まちづくり企業支援課長にお尋ねします。

○答弁者（まちづくり企業支援課長）

取引における立場や取引形態などにより様々なケースが考えられますが、中でも中小事業者、小規模事業者には限りませんが、一般的には免税事業者に与える影響が大きいものと考えられています。現時点で、免税事業者であるものがインボイス制度導入後も引き続いて免税事業者である場合、例えば、納品先との取引停止、価格の引き下げなどが想定されています。価格引き下げの要因のひとつとなりかねないのは、これまで価格に含めなければならなかった消費税相当額分があるためと考えられます。同様に、例えば工事現場などで下請けとして働く、いわゆる「ひとり親方」である方、発注元から作業や加工の一定範囲ごとに業務を受けて対価を得る業態や、フリーランスとして働く個人事業主の方々の手取額が減ることに繋がりがねず、これについても大きな影響があると推測されます。

○再質疑

日本における総人口に占める高齢者人口の割合の推移をみてみますと、昭和25年1950年の4.9%以降、一貫して上昇が続いており、1985年には10%、2005年には20%を超え、2021年には75歳以上が15%、65歳～74歳が14.1%の29.1%となっています。

世界各国とも上昇傾向が続いている中で、この日本の高齢者人口の割合は世界で最高であり、ちなみに2位はイタリアの23.6%、3位はポルトガルの23.1%、4位はフィンランドの23.0%となっており、国立社会保障・人口問題研究所の推計によりますと、この割合は今後も上昇を続け、第2次ベビーブーム期に生まれた世代が65歳以上となる2040年には35.3%になると見込まれています。

さて、消費税が初めて導入された30年程前、日本は昭和25年1950年のシャープ勧告に基づく税制改革以降の所得税中心の税体系となっており、基礎控除額を引き下げて負担の軽減を図ると同時に、その減収分を高額所得者に対する富裕税として課税され、また、贅沢品に対して税金をかける物品税など、特定の物品やサービスに課税する個別間接税制度が中心となっていました。

しかし、日本は1950年以降の高齢者人口の上昇、すなわち高齢化により、年金、医療、福祉のための財源確保が喫緊の課題となっており、また、それまでの税体系に対する現役世代の重税感や不公平感が高まったことや、日本の経済・社会が著しく変化したことによる所得水準の上昇や価値観の多様化により、消費税の対象がモノからサービスに変化したことによる個別間接税制度に対する負担の不均等などの課題に直面し、税制を高齢者にも全てに広くかかる間接税の導入が必要となり、平成元年4月1日、消費全体に広く薄く負担を求める消費税が導入されました。

その後平成9年には少子社会となり、消費税は平成9年4月1日には5%へ、平成26年4月1日には8%へ、令和元年10月1日には標準税率10%、軽減税率8%へと3度の引き上げが行われました。

それに伴って、導入されるのがインボイス制度ですが、インボイス制度には、付加価値が発生した時点で消費税は払うものであるという観点から、税のゆがみを直すという点があります。しかし、実情、免税事業

者との取引が課税事業者にとって、仕入税額控除が出来ず不利益を被るため、取引から除外する恐れがあります。また、全国的には個人事業主として働くシルバー人材センターの会員、すなわちシルバー人材センターの運営にも影響が懸念されています。

シルバー人材センターは、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき設立された公的団体であり、高齢者の生きがいであるとともに地域社会の活性化にもつながっています。

消費税は当初、福祉に充てるために導入されたものであり、現在の消費税率では、標準税率10%のうち2.2%が地方消費税に充てられています。そのうち、山口市では市町村配布分で振り分けられた合計5億4800万円のうち、一般財源分2億4909万円を引いた、2億9800万円が社会保障財源化分として、障がい者福祉事業、老人福祉事業、児童福祉事業、母子福祉事業、生活保護扶助事業などの社会福祉、また国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業などの社会保険、予防接種事業、健康増進事業、母子保健事業などの保健衛生に使われています。

1点目、課税売上高1000万円以下の免税事業者が取引から排除される恐れがあることに対して、どのように対応するお考えでしょうか？対案について答弁をお願いします。

2点目、1000万円以下の免税事業者について、課税事業者になるための丁寧な周知が必要であると考えますが、いかがお考えでしょうか？

3点目、高齢者の生きがいの場でもあり、すなわち介護費、医療費の削減にも繋がるだろうシルバー人材センターの安定的な運営への対策について、いかがお考えでしょうか？

○答弁者（まちづくり企業支援課長）

山口市内の納税義務がある法人だけでも、令和2年度時点でおおよそ754事業者、また、直近の平成28年経済センサスでは、市内の全事業者数は1353事業者でした。

これらの方々への具体的な対応について、まずは市商工会と連携し、会員事業者をはじめ、市内事業者などへの対応を図りたいと考えています。さらに当課から市内などの事業者に向けて発信しているメールマガジンなどを活用し、事業に役立つ情報提供に努めます。

一方、国においてはインボイス制度導入をきっかけとした取引における不当な要求などの懸念がある場合の相談窓口を設けています。議員指摘の点は、市内の商業活動をもとにしたまちの活力向上において重要であると考えため、今後も国の出先などが実施するインボイス制度の説明会、相談窓口開設などの情報収集とともに、市内事業者などへの支援に努めます。

○答弁者（福祉課）

シルバー人材センターの運営対策につきましては、市シルバー人材センターに確認したところ、インボイス制度について数年前から検討がされており、運営への影響を及ぼさないよう対策が講じられていると聞いています。

○再々質疑

消費税は諸外国では付加価値税に相当しますが、OECD加盟国ではアメリカを除く全てで国税として導入し、EU加盟国においては標準税率を15%にすることが義務づけられています。インボイス制度の影響は事業者によっても様々で、バス又は鉄道などの公共交通機関、自動販売機や自動サービス、卸売市場特例、農協特例などの交付義務の免除による例外や、子ども向け学習室、理容室、医療機関などの100%個人消費者向けの事業者、駐車場貸しを除くアパート大家さんなどの100%非課税取引の事業者、また宅建業者、質屋、中古自動車店などの影響を大幅に緩和できる事業者など、インボイス制度の影響の小さい事業者もあれば、また逆に、会社の接待で使われる飲食店や個人タクシー、フリーランスのデザイナーやプログラマー、一人親方など、インボイス制度の影響の大きい事業者もあります。

全国的にもインボイス制度の延期や中止、またシルバー人材センターの安定的な事業運営が可能となる特例措置の実施を求める意見書や請願書、一般質問などが自治体議員から出ている現状であり、対案を求めます。

Q A 「水田活用の直接支払交付金について」

令和4年度からは主に3点の交付金の見直しが行われます。

①今後5年間（2022年～26年度）で一度も水張り（水稻作付）が行われない農地は、27年度以降交付対象としない。

②多年生牧草については、種まきから収穫まで行う年は現行通り10a当たり3万5000円。

しかし、収穫のみを行う年は同1万円に減額。

③飼料用米などの複数年契約は、22年産から加算措置の対象外。

20、21年産の契約分は10a当たり6000円加算に半減。

そこで、現時点における山口市内の農業への影響について、委員会にて質疑を行いました。



様式第6号(第6条関係)

領収書貼付用紙

年 度	令和 3 年度	項 目	広 報 費
整理番号	14	議 員	操 知子
支出の按分の 状 況	(按分の内容)		
	(按分率) 100 %	(政務活動費充当額) 14,036 円	
領収書の 補足説明	市政報告書③新聞折込代 4400部		
領収書又はこれに準ずる書類 貼付欄			

№ 023862

領 収 書

令和 4 年 3 月 23 日
平成

操 知子 殿

収 入
印 紙

金 額	千	百	十	万	千	百	十	円
			¥	1	4	0	3	6

入 金 内 訳	
現 金	○
小 切 手	
振 込	

但 折込料 12,320 配送料 外 440 消費税 1,276

上記の金額正に領収致しました



岐阜折込センタ

本 社 〒500-8384 岐阜市藪田南4丁目1番地

☐ 西濃営業所

〒503-0856
大垣市新田町3丁目23-1

☐ 中濃営業所

〒505-0041
美濃加茂市太田町1945番地-2

取扱者印



※取扱者印のなきもの、金額訂正したものは無効でございます。

・作成した広報紙は、整理番号 13 に添付

様式第6号(第6条関係)

領収書貼付用紙

年 度	令和 3年度	項 目	広報費
整理番号	15	議 員	操 知 子
支出の按分の 状 況	(按分の内容)		
	(按分率) 100 %	(政務活動費充当額) 4,042 円	
領収書の 補足説明	市政報告書 ③ 発送費		

領収書又はこれに準ずる書類 貼付欄

領収書

操 知 子 様

[別納引受]
 第一種定形 24.0g
 ⑧84 47通 ¥3,948

小 計 ¥3,948

第一種定形 26.0g
 ⑧94 1通 ¥94

小 計 ¥94

郵便物引受合計通数 48通
 課税計(10%) ¥4,042
 (内消費税等 ¥367)
 非課税計 ¥0

合計 ¥4,042

お預り金額 ¥5,050

おつり ¥1,008



〒100-8792 日本郵便株式会社
 東京都千代田区大手町2-3-1
 取扱日時: 2022年 3月24日 12:37
 発行No. 220324A4859 端N68箱01
 連絡先: 岐阜加納西郵便局
 TEL: 058-271-4993

作成した広報紙は、整理番号 13 に添付